「課題と論点の整理」に基づく工程表

2025年9月

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する 関係府省庁連絡会議

①リスクの多様化への対応について(青少年インターネット環境整備法)・・・・・・P1~2
②リスクの多様化への対応について(民間企業等による自主的な取組)・・・・・・・P3~5
③コンテンツ・リスクへの対応について (アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの)・・・・・・・・・・・P6~7
④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について(闇バイト、いじめ、セクスティング等)・・・・・・・・・・・・・・・・P8~9
⑤消費者関連リスクへの対応について (インターネット関連の消費者トラブル等)・・・・・・・・・・・・・・P10
⑥横断的リスクへの対応について(生成AI等)・・・・・・・・・・・・・P11~12
⑦横断的リスクへの対応について (低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム)・・・・・・・・・・P13
⑧広報・啓発について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14

①リスクの多様化への対応について(青少年インターネット環境整備法)

<論点>

- 1 法の目的(第 1 条)や理念(第 3 条)について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約(児童の権利 に関する条約)、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- 2 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法的整備を行うことについてどのように考えるか。
- 3 リスクの多様化に対して、法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進(第3章)、②フィルタリングの推進(第4章)の二軸による対応で 十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。 また、その前提として、どのような「リスク」 を法の射程と捉えるべきか。
- 4 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させること、同項各号の例示を定義とすること等についてどう考えるか。※ ③コンテンツ・リスクへの対応について(アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの)の項目の観点もあり
- 5 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- 6 法第 21 条ないし第 23 条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。 ※ ②リスクの多様化への対応について(民間企業等による自主的な取組)の項目の観点もあり
- 7 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- 8 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

(◎こども家庭庁、総務省、経済産業省)

R7年度				R8:	R9年度			
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月

- ・事業者等関係者ヒアリング
- ・今後の進め方の検討 (法制上の課題を議論するための 有識者会議等について)
- ・有識者会議等になって、法制上の課題こついて検討
- (※) 諸州国等と調整が必要な場合には、適宜外務省とも連携。

検が活果」などで、法制上の対応を含め、 制度上の必要な措置を実施

①リスクの多様化への対応について(青少年インターネット環境整備法)

く論点>

9 携帯電話事業者に対して、法第13条に規定される購入時の青少年確認義務について、現行では88%であるところ、厳格な履行を求めることについてどう考えるか。

(◎総務省、こども家庭庁、経済産業省)

	R7年度			R8:	年度		R9年度	
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
【実地調査(覆面詞・実地調査を 踏まえた要詞	周査)】 を	会議体において検討実地調査		討内容に応じて具 年度以降に実施す				

②リスクの多様化への対応について(民間企業等による自主的な取組)

<論点>

1 法第 18 条〜第 20 条のフィルタリング容易化措置等について、特に昨今の青少年のインターネット利用環境の変化も踏まえて、インターネットと接続する機能を有する様々な機器 (例えばゲーム機等を含む。) に関して、青少年の保護のための仕組みなど実態を把握すべき内容についてどう考えるか。

(◎経済産業省、こども家庭庁、総務省)

	R7年度			R8	年度		R9年度	
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
ゲント トロ 同	ンターネット接続機器 ーム機等を含む)の グ フィルタリング容易化 況 フィルタリング機能の記 業界内での自主的が S開発事業者(19 様にヒアリング イルタリングソフトウェ 20条)の取組状況	取組状況をLアリ 措置等の実施状 詳細と有効性 は取組 等 、の取組状況を アの開発事業者	を検討		ミ態を把握すべき 調査に必要に応			

②リスクの多様化への対応について(民間企業等による自主的な取組)

<論点>

2 青少年の年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスについての知見を集めて事業者や保護者に提供する等の取組についてどう考えるか。その主体についてはどう考えるか。

(◎こども家庭庁、総務省、経済産業省)

	R7年度			R8	年度		R9年度	
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月 7~9月 10~12月 1~3月				4~6月	7~9月
調査研究事 (官民学コ	ンソーシアムの設置に関 ーティングの在り方にか	関する調査研究)	コンテンツレーティ検討、議論の継	ングの在り方につい 続	Nζ			
調査研究事 (民間事業 ·各事業者(を子ども・子育て支援等 業 者の取組等に関する。 の自主的取組の調査、 広報等について検討	調査研究)	好事例の周知、	展開等				

②リスクの多様化への対応について(民間企業等による自主的な取組)

<論点>

- 3 閲覧防止技術等の技術的保護手段の開発・実装を促す手段として、フィルタリングソフトウェアの改善や事業者の新規参入を促すことについてどう考えるか。
- 4 かつて一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)による審査・認定を受けたサイトを各種フィルタリングサービスにおける閲覧制限の対象外とする仕組みが存在していたが、運営の持続性に課題があり解散に至った経緯がある。コンテンツや機能について一律に国が評価を行うことは、政府による表現内容への介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべきであることを踏まえ、民間において、青少年の年齢と発達段階に応じた適切な機能が提供される仕組みについてどう考えるか。

(◎総務省、こども家庭庁、経済産業省)

5 一部のプラットフォーム事業者において講じられている青少年保護に関するサービス提供上の工夫といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。

※ ④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について(闇バイト、いじめ、セクスティング等)の項目の観点もあり

(◎総務省、こども家庭庁)

	R7年度			R8	年度		R9年度	
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
	・総務省に設置する	会議体において検討						
•	月係事業者等ヒアリング				対応を関係省庁と 態調査等に必要に			
	・調査研究事業による	青報収集·整理						

③コンテンツ・リスクへの対応について (アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの)

く論点>

1 アダルト広告の発信に関して、日本電子書店連合(JEBA)が、性的表現を含む広告の全年齢向けWebサイトへの出稿を停止する等、業界における自主規制の動きも出ているところ、こうした取組を更に進めるため、例えば、主要な広告主であるゲーム業界等の主要企業による現状認識と取組を確認した上で自主規制を要請する、何らかの対策を取っている企業にインセンティブを与える等、企業の自主規制を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

(◎経済産業省、こども家庭庁)

	R7年度			R8:	年度		R9:	R9年度	
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	
・JARO令和6年度の苦情受 状況に対するゲーム業界3 体の共同声明(7月済)	寸 付	ソス・分 型 正 6Dソン 人	AROから令和7年度の 業者・団体ペ素婦提供	苦情受付状況について	(情受	令和8年度の苦 付状況暫定版 月~2月頃)	・JARO令和8年度の苦事業者・団体ペ帯限別共	情受付状況について	
必要性が	美界等における広告自主規: ロインセンティブ付与の方策に 愛を行いながら検討		・検討に応い	ごた措置を実施			・必要に応じて業	PVOJEKU·普及等	
(主に海	数の多い、業界団体に属さ 毎外ゲーム事業者の日本法 等の情報収集		・必要に応い	ごて技術動向や他国事	事例等を参考に対応領	長を検討	・検討に応じた措置	置を実施	
	ネット広告関連業界(広告 えや技術的な対策方法につ ぬ		・必要に応し	じて技術動向や他国事	『例等を参考に対応策	きを検討	・検討に応じた措置	置を実施	

③コンテンツ・リスクへの対応について (アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの)

<論点>

2 青少年に有害なおそれがある情報に対して、青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段として、例えば、18歳未満ないし特定の年齢層に限定したフィルタリングや広告表示抑制機能アプリや「視聴・アクセス制限」を含め、どのようなものがあり得るか。インターネット上の媒体において、自ら広告掲載基準を定めるなど、媒体側での自主的な取組を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

(◎総務省、こども家庭庁)

	R7年度			R8	年度		R9年度	
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
	・総務省に設置する	会議体において検討						
	関係事業者等ヒアリング				対応を関係省庁と 態調査等に必要は			
	・調査研究事業による	青報収集·整理						

④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について (闇バイト、いじめ、セクスティング等)

<論点>

- 1 ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、発信に係るリスクに対してもプラットフォーム事業者やOS事業者等の取組を 促すことについてどう考えるか。 (◎**総務省、経済産業省**)
- 2 1対1の通信を発信者情報開示の対象とすることの是非を含め、事後的な権利保護の在り方に関して調査研究を進めることについてどう考えるか。 (◎総務省)

	R7年度			R8	R9年度			
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
	・総務省に設置する	会議体において検討						
• 艮	係事業者等ヒアリング				対応を関係省庁と 態調査等に必要に			
	・調査研究事業による情	青報収集·整理						

④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について (闇バイト、いじめ、セクスティング等)

<論点>

3 インターネット上の性被害等の実態把握について、障害がある青少年を含めて、調査対象や調査事項等について、検討を進めることについてどう考えるか。

(◎こども家庭庁、警察庁)

		R7年度			R8	年度		R9年度	
7~9	月	10~12月	1~3月	4~6月 7~9月 10~12月			1~3月	4~6月	7~9月
こども家庭庁	向けた環 (青少年	年度青少年の被害・ 環境整備に関する調査 年保護対策) 庁と適宜連携		若しくは、 令和8年原 向けた環境	度調査研究の分析 度青少年の被害・ i整備に関する調査 呆護対策)	非行防止に			
警察庁		記因する児童の性的複 家庭庁に適宜情報共							

⑤消費者関連リスクへの対応について (インターネット関連の消費者トラブル等)

<論点>

1 インターネット上の青少年の消費行動に係る消費者関連リスクを考えるにあたって、現行は、民法に基づく未成年者取消権の行使という事後的な対応が主であるところ、まずは青少年のインターネット関連の消費者トラブルの現状を詳細に把握することについてどう考えるか。

(◎消費者庁、こども家庭庁)

	R7年度		R8	年度		R9年度		
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
	インターネット関連の消 ための具体的な調査が		・調査の実施		・調査の取りまとめ	·調查提必法	·公表超計才: 対応等	,

⑥横断的リスクへの対応について(生成AI等)

<論点>

1 例えば、生成 A I 技術を悪用した実在する児童の性的被害等、ディープフェイクに係るリスクや被害について、政策的なレベルでの認知が不十分である中、 状況把握を実施することをどう考えるか。

(◎こども家庭庁、警察庁、文部科学省)

	R7年度			R8:	年度		R9年度	
7~9月	10~12月	1~3月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	
・こども家庭庁から、! 被害等の情報に関れ 対して、それぞれが把 実態の報告要	oる省庁に 握している・i	所管省庁において検討	・調査の実施	とりまとめ				

⑥横断的リスクへの対応について(生成AI等)

<論点>

- 2 「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」の附帯決議に対する対応についてどう考えるか。
- (人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する附帯決議)
- 〇衆議院内閣委員会
- 四 A I 技術を悪用したディープフェイクポルノ、とりわけ児童の画像等を使用したものへの対策については、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管理者等への違法な情報の削除依頼を強化すること。また、同対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- ○参議院内閣委員会
- 五 A I 技術を悪用したディープフェイクポルノ、取り分け児童の画像等を使用したものについての対策として、各種法令の適用による 厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管理者等への違法な情報の削除依頼の強化に加え、被害者による告訴等の負担 軽減、被害発生防止に向けた教育啓発等の措置を講ずること。また、対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その 結果に基づいて必要な対応を図ること。

(◎内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、経済産業省)

R7年度			R8年度					R9年度		
7~9月		10~12月	1~3月	4~6月	7~9F		10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
内閣府	・試行的調査(DFP※関連実態)→各省庁に情報共有 ・生成AIの動向ことで各省庁に適宜に対していて各省庁に適宜に対していて各省庁に適宜に対していても当時に対する。									
こども家庭庁		・施設等における性被害児童等への								
総務省		・児童DFP被害発生防 情報流通プ		中間	1.166		送りまとめ			
法務省		・各種法令の適用被害を受けるという。	な取締り及び	中間とりまとめ		対策の実効性を高めるための方策の 在り方について検討				
警察庁		・児童DFP被害者によ								
経済 産業省	٠ با	見童DFP被害発生防止に	向けた教育啓発等におい	いて業界への周知活	動等					12

⑦横断的リスクへの対応について(低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム)

<論点>

- 1 インターネットの長時間等の利用や、A I 等によるアルゴリズムにより過去の検索履歴等に基づいて情報が表示されてしまう問題については、その具体的内容や因果関係の有無等、心身への影響も含め、調査や専門的な分析等を行うことについてどう考えるか(※3、※4)。
- 2 調査対象や調査事項等を含めて、低年齢層のインターネット利用に係る実態把握を進めることについてどう考えるか。
- (※3) 厚生労働省が令和6年度に「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査」を実施。
- (※4) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第6次)」では、インターネットやスマートフォンの利用がこどもの心身の発達に与える影響を含め、様々な事業者の新たなサービスやアプリケーションの提供によって変化するインターネット環境が引き起こす課題を把握・分析し、それらに対応する施策の検討に資する調査を実施することとしている。

(◎こども家庭庁、厚生労働省)

	R7年度	R8年度				R9年度		
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
令和7年度子ども・子育て支援等推進 調査研究事業 (官民学コンソーシアムの設置に関する調査研究) ・インターネット利用がこどものメンタルヘルスに及ぼす 影響に関する仮説の整理			実態調査についる	て検討、実施		とりまとめ		
厚生「ネット・クライント・クト・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・ウェースト・クト・クライント・ウェート・クライント・ウェースト・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・クライント・ウェースト・クライント・ウェースト・ウェー	令和6年度 「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査」 の取りまとめ ※こども家庭庁との結果共有							

⑧広報・啓発について

<論点>

- 1 広報及び啓発活動の強化や、相談体制の充実に向けて、各府省庁が既に行っている取組を相互に連携させていくことについてどう考えるか。この際、青少年の意見を踏まえつつ、青少年や保護者に対してより効果的な形で取組を進めていくことについてどう考えるか。
- 2 各種団体が行っている広報及び啓発活動について、国等が把握しているエビデンスが反映されるような情報提供の在り方についてどう考えるか。

(◎こども家庭庁、 警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

R7年度			R8年度				R9年度	
7~9月 10~12月 1~3月			4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
令和7年度子ども・子育て支援等推進 調査研究事業 (官民学コンソーシアムの設置に関する調査研究) ・既存の広報施策の棚卸しと整理及び広報の 連携の在り方を検討 ・広報で活用することが望ましいエビデンスの検討			調査結果を踏まえて各種広報への反映を実施					